

会津若松市

プレミアム商品券



©tadabo

10%の
プレミアム
付

発売!!

申込期間:平成27年5月7日(木)~5月31日(日)

※当日消印有効

総額 3億3千万円

★★★ 同時開催イベント ★★★

あいづ商業まつり

平成27年7月1日(水)~7月31日(金)

地元店においてお買物
1,000円毎にシール1枚進呈。
10枚で1口応募。

販売価格【1セット】

10,000円

(1,000円券...11枚 11,000円分)

全店共通券...7枚(全ての参加店で使用可能)
地元専用券...4枚(地元店のみで使用可能)
※会津地域に本店がある店舗、又は本店がなくとも
売場面積が500平方メートル以下の店舗。

購入限度額 1人3セット 30,000円まで

申込対象者

会津若松市に住んでいる方限定

〈例:4人家族の場合〉4枚のハガキを使用し
3セット×4名分=12セットまで申込み可能

申込方法

※個人情報はプレミアム商品券の
販売手続きにのみ使用します。

① ハガキの裏面に必要事項を記入し
52円切手を貼り郵送してください。

② 又は、官製ハガキに①住所②氏名③
電話番号④希望購入数⑤希望購入
場所を明記の上、右の宛名を貼り郵
送してください。

6月上旬に引換購入券を
お送りします。

(発行部数の3万セットを超えた場合は抽選となります)

裏面もご確認ください。

② 9 6 5 0 8 1 6

会津若松市南千石町6-5
会津若松商工会議所

「プレミアム商品券」係

② 9 6 5 0 8 1 6

会津若松市南千石町6-5
会津若松商工会議所

「プレミアム商品券」係

② 9 6 5 0 8 1 6

会津若松市南千石町6-5
会津若松商工会議所

「プレミアム商品券」係

郵便はがき

9 6 5 0 8 1 6

52円切手
を貼って
下さい

会津若松市南千石町6-5
会津若松商工会議所
「プレミアム商品券」係

お問い合わせ

会津若松商工会議所 会津若松市南千石町6-5

TEL.0242(27)1212 ホームページ <http://www.aizu-cci.or.jp>

FAX.0242(27)1207 Mail info@aizu-cci.or.jp

■主催/会津若松商工会議所 ■共催/あいづ商工会・会津若松市商店街連合会・会津若松市

お申込みからお引き換え、ご利用までの手順

ハガキによる申込みをしてください。

【平成27年5月7日(木)～5月31日(日) 当日消印有効】

1

①住所 ②氏名(フリガナ) ③電話番号 ④希望購入数 ⑤希望購入場所を明記の上ご応募ください。

2

6月上旬に引換購入券をお送りします。
(発行部数の3万セットを超えた場合は抽選となります。)

3

引換購入券を持参し、商品券を購入してください。

販売(引換)期間／平成27年6月10日(水)～6月30日(火) 平日 9:00～17:00
平成27年6月21日(日)、6月28日(日) 日曜日 9:00～17:00
※6月21日(日)は会津若松商工会議所のみとなります。 ※土曜日の販売はありません。

販売場所／会津若松商工会議所・あいづ商工会河東本所・あいづ商工会北会津支所

利用可能な参加店にて商品券をご利用ください。

【平成27年7月1日(水)～9月30日(水)】

※参加店が決定しましたら折込チラシ等にてお知らせいたします。飲食業・小売店・サービス業・建築業など約500店の参加となる予定です。

必要事項をご記入ください。

記載のないハガキは無効となる場合があります。

ご住所	〒 - 会津若松市
フリガナ	
お名前	
電話番号 (携帯電話可)	
希望購入数 (○をつけてください)	1セット 10,000円 (11,000円分の商品券)
	2セット 20,000円 (22,000円分の商品券)
	3セット 30,000円 (33,000円分の商品券)
希望購入場所 (○をつけてください)	会津若松商工会議所 (会津若松市南千石町6-5)
	あいづ商工会河東本所 (会津若松市河東町広田字沢目47)
	あいづ商工会北会津支所 (会津若松市北会津町下荒井字宮ノ東16-5)

※個人情報情報はプレミアム商品券の販売手続きにのみ使用します。

● 申込み、引き換えにおける注意点

- ① 申込みは1人につき1枚のハガキとし、1人で2通以上の応募があった場合は、1通目以外は無効とする。
- ② 1人3セットまでの販売で、それ以上の数が記載されていた場合は3セットとする。
- ③ 会津若松市以外の住所の申込みは無効とする。
- ④ 必要事項の記載がないハガキは無効となる場合がある。
- ⑤ 引換券に記載された販売期間・場所以外での引き換えはできない。
- ⑥ 引換券を紛失した場合は、再発行手続きにより購入することができる。
- ⑦ 引き換えに來られなかった場合は、電話確認の後キャンセルとする。

● 利用上の厳守事項

- ① 商品券は物品(タバコを除く)やサービスの購入などの取引において利用可能。
- ② 商品券の交換及び売買は禁止とする。
- ③ 自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)には使用できない。
- ④ 商品券額面に利用が満たない場合、釣り銭は出さない。
- ⑤ 利用期間の過ぎた商品券は使用できない。
- ⑥ 購入した商品券の紛失や盗難、使用期限切れ等による損失について、販売者は一切責任を負わない。

● 商工会議所・商工会では会津若松市の協力を得て、災害復興と消費喚起による地域経済活性化推進のため、1セット1万1千円分の「プレミアム商品券」を1万円で、総額3億3千万円発売します。尚、お一人様3万円限定です。この商品券は、有効期限内に参加店で買い物をした際に金券として利用できます。この機会にぜひご利用ください。